

☆☆ 岩木区（会）自主防災会防災計画 ☆☆

1 目的

この計画は、岩木区（会）自主防災会規約第4条に基づき定めるもので、地震災害、風水害その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

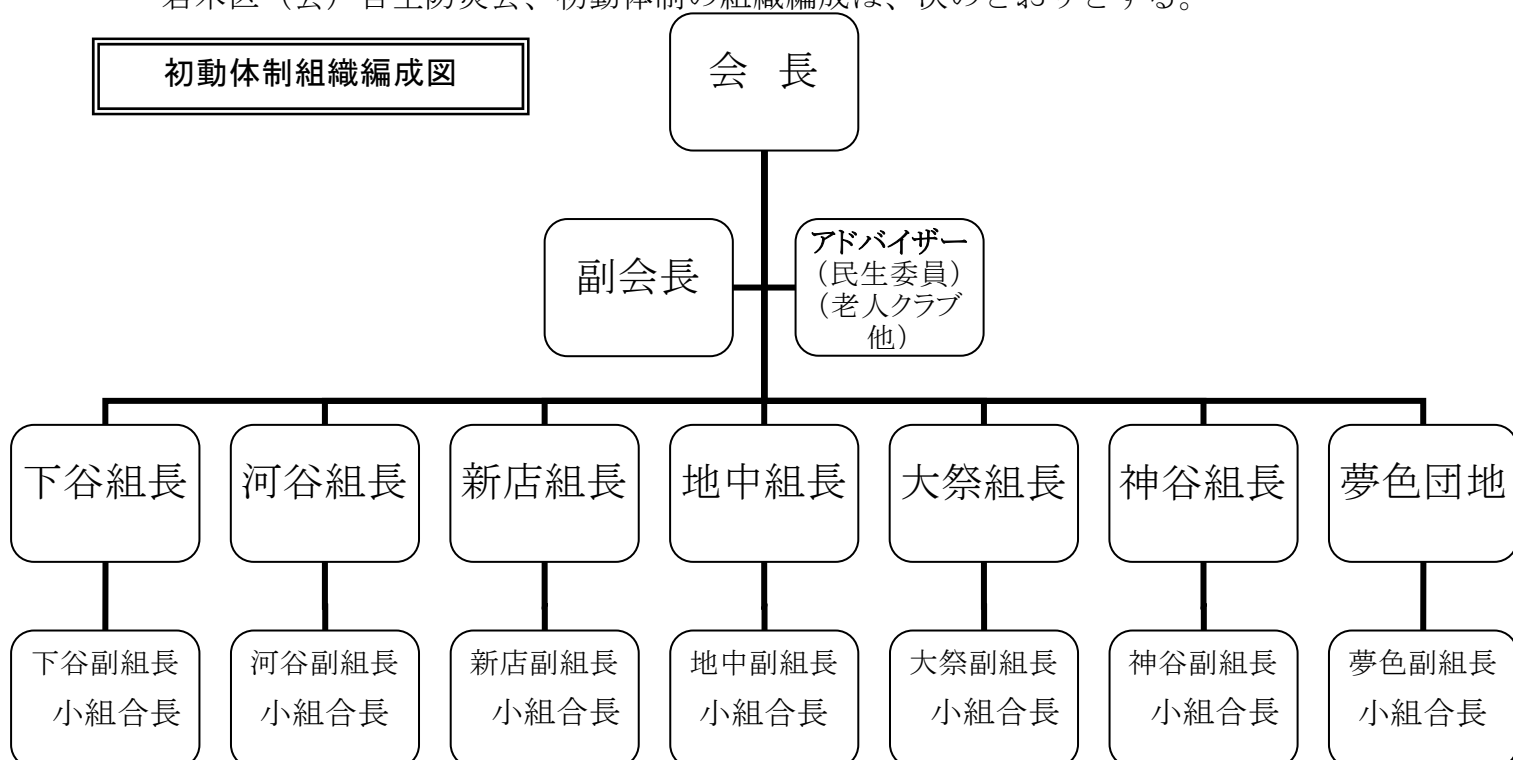
- (1) 自主防災会の組織編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及・啓発に関すること。
- (3) 地域の災害危険の把握に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 情報の収集伝達に関すること。
- (6) 水防活動、出火防止及び初期消火に関すること。
- (7) 救出・救護に関すること。
- (8) 避難誘導及び避難所の組織的運営に関すること。
- (9) 給食・給水に関すること。
- (10) 災害時要援護者対策に関すること。
- (11) 他組織との連携に関すること。
- (12) 防災資機材等の整備及び管理に関すること。

3 岩木区（会）自主防災会の組織編成及び任務分担

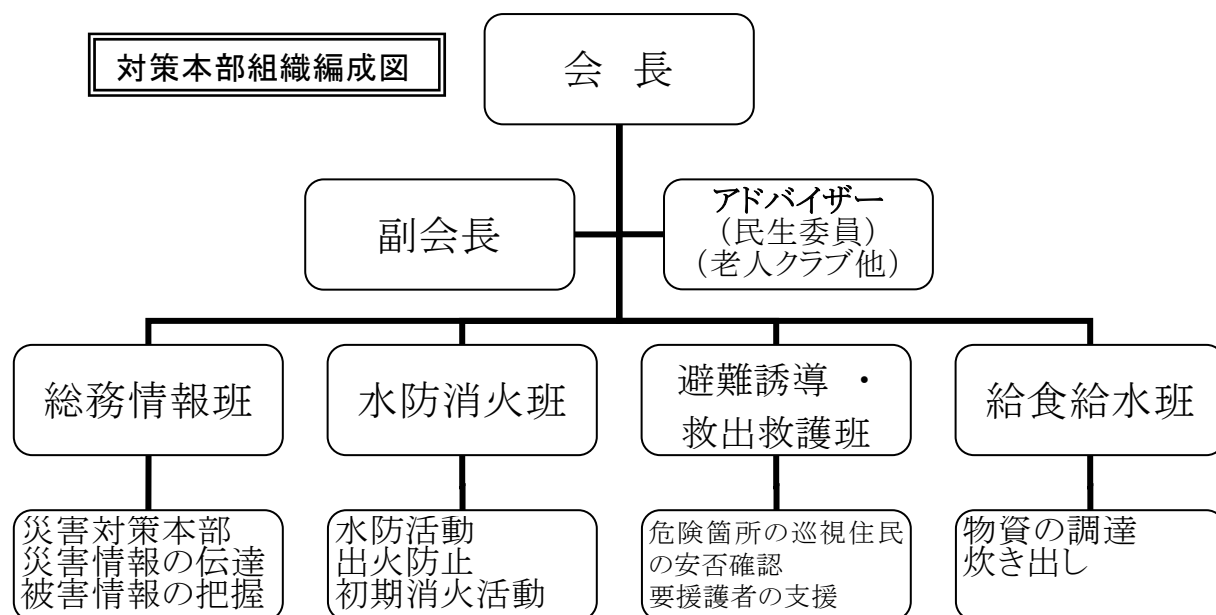
(1) 組織の編成

岩木区（会）自主防災会、初動体制の組織編成は、次のとおりとする。

初動体制組織編成図



岩木区（会）自主防災会、対策本部の組織編成は、次のとおりとする。



(2) 災害発生時の活動概要

区 分	人数	災害発生時の活動
総務情報班 (災害対策本部)	9人	会長、副会長及び各組長等が一箇所に集まり、本部を設置して情報収集すると共に災害拡大予防に努める。 ① 班ごとの任務割り振り、活動内容の決定 ② 災害情報の収集、住民への伝達 ③ 住民の安否情報等の集約 ④ 各班の活動状況の把握と記録 ⑤ 市などの防災機関への連絡
水防消火班	12人	迅速に土のう積や初期消火を行い、災害の拡大を防ぐ。 ① 風水害時の土のう積などの水防活動 ② 地震時の初期消火 ③ 地震発生後、ガス、電気の切断を住民に徹底
避難誘導・ 救出救護班	18人	住民の安否確認を行うと共に安全確実に避難誘導する。 大災害で多数発生する負傷者や病人に対して、 <u>自分たちで</u> <u>できる</u> 応急手当や救助を行う。 ① 要支援者の避難誘導、避難支援 ② 住民の安否確認、避難誘導 ③ 避難所の運営 ④ 危険箇所のパトロール ⑤ 道路冠水時、ボート等を使用した救出活動

		⑥ 倒壊家屋の下敷きになった人の救出 ⑦ 負傷者の応急手当の実施及び搬送
給食給水班	10人	救援物資が到着するまで、自家持ち寄りなどの食糧で炊き出しを行う。 ① 自主防災会等災害対応従事者への炊き出し ② 避難者への食糧や飲料水の調達、調理、配給

(3) 災害警戒（対策）本部の設置

次の事象が生じたときは、会長、副会長、組長、各班長は、自主的に岩木集会所に集まり、災害警戒（対策）本部を設置し情報の収集を行う。

※風水害は、大雨・洪水特別警報以上の発表による
 ※地震の場合は、震度5強以上の発表による

初期段階の防災行動は、別途「初動マニュアル」に定める。

4 防災知識の普及・啓発

地域住民の防災意識を高揚するため、次のとおり防災知識の普及・啓発を行う。

(1) 普及・啓発事項

- ① 防災組織及び防災計画に関すること。
- ② 地震、風水害、火災等についての知識に関すること。
- ③ 風水害時等の早期避難に関すること。
- ④ 各家庭における住宅の耐震化、家具の転倒防止に関すること。
- ⑤ 各家庭における住宅用火災警報器の設置に関すること。
- ⑥ 各家庭における食料等の備蓄に関すること。
- ⑦ その他防災に関すること。

(2) 普及・啓発の方法

- ① 広報誌、チラシ、ポスター等の配布
- ② 座談会、講演会、映画会等の開催
- ③ パネル等の展示

(3) 実施時期

3月1日～7日 春の火災予防週間

9月1日 防災の日

11月9日～15日 秋の火災予防週間

その他、自治会の催し物に付随する形式で随時実施する。

5 地域の災害危険の把握

災害予防に資するため、次のとおり組内固有の防災問題に関する把握を行う。
また、それらを地図に落とし自治会内（組内）で情報共有する。

（1）把握事項

- ① 危険地域、区域等
- ② 地域の防災施設、設備
- ③ 過去の災害履歴、災害に関する伝承

（2）把握の方法

- ① 西予市地域防災計画
- ② 座談会、講演会、研修会等の開催
- ③ 会員による自治会内の踏査
- ④ 自治会のお年寄りからの聞き取り
- ⑤ 災害記録の編さん

6 防災訓練

大地震等の災害に備えて、情報の収集・伝達、水防・消火、避難行動等が迅速かつ的確に行えるよう、次のとおり防災訓練を実施する。

（1）訓練の種別

訓練は、個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練及び図上訓練とする。

① 個別訓練

- ア 情報収集・伝達訓練
- イ 水防・消火訓練
- ウ 救出・救護訓練
- エ 避難・誘導訓練
- オ 給食・給水訓練

② 総合訓練

総合訓練は、2つ以上の個別訓練を総合的に行うものとする。

③ 体験イベント型訓練

防災を意識せず災害対応能力を高めるために行うものとする。

④ 図上訓練

実際の災害活動に備えるために行うものとする。

（2）訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

（3）訓練の時期及び回数

- ① 風水害を想定した訓練は出水期前（4月～5月）に、地震を想定した訓練

は防災月間（9月）に実施する。

② 総合訓練にあつては年1回以上、個別訓練にあつては随時実施する。

7 情報の収集・伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集・伝達を次のとおり行う。

(1) 情報の収集・伝達

総務情報班は、自治会内の災害情報、防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域住民、防災関係機関等に伝達する。

(2) 情報の収集・伝達の方法

情報の収集・伝達は、電話、テレビ、ラジオ、防災行政無線、携帯無線機、インターネット、伝令等による。

8 水防活動、出火防止及び初期消火

(1) 水防活動

水防消火班は、風水害時、自治会内河川の越水により住宅への浸水の危険性が高くなった時、消防団とともに土のう積を行う。

(2) 出火防止

大地震時等においては、火災の発生が被害を大きくする原因となるので、出火防止の徹底を図るため、毎月1日を「防災の日」とし、各家庭においては、主として次の事項に重点をおいて点検整備を行う。

- ① 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況
- ② 可燃性危険物品等の保管状況
- ③ 消火器等消火資機材の整備状況
- ④ 住宅用火災警報器の設置状況
- ⑤ その他建物等の危険箇所の状況

(3) 初期消火対策

地域内で火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるようにするため、次の消火資機材を配備する。

- ① 可搬式（小型）動力ポンプの配備（消防団）動噴等の活用も配慮する
- ② 消火器、水バケツ、消火砂等の各家庭への常備

9 救出・救護

(1) 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を要する者が生じたときは、ただちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は救出・救護活動に協

力する。

(2) 医療機関への連絡

救出・救護班は、負傷者が医師の手当を要するものであると認めるときは、次の医療機関又は防災関係機関の設置する応急救護所に搬送する。

- ① 西予市民病院
- ② 高千穂医院

(3) 防災関係機関の出動要請

救出・救護班は、防災関係機関による救出を要するものであると認めるときは、防災関係機関の出動を要請する。

10 避難誘導及び避難所の組織的運営

災害発生により、地域住民の人命に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、次のとおり避難を行う。

(1) 避難行動要支援者の支援

会長は、市長が避難準備情報を発令したとき、又は会長が必要であると認めるとき、避難誘導班に対し避難行動要支援者の避難支援を指示する。避難誘導班は、避難行動要支援者の支援者として、あらかじめ複数の者を定めておく。

緊急の場合は、会長の指示がなくても避難支援を行う。

(2) 避難誘導の指示

会長は、市長が避難指示及び勧告等を発令したとき、又は会長が必要であると認めるとき、避難誘導班に対し区民の避難誘導の指示を行う。

(3) 避難経路及び避難誘導

避難誘導班は、会長の避難誘導の指示を受けたときは、災害に応じて予め設定した避難経路により、住民を避難所（岩木集会所、河内谷公会堂、下谷公会堂、石城小学校、石城小体育館、石城公民館等）に誘導する。ただし、避難経路及び避難所は災害発生の状況により、使用できない場合があることから、平時から複数のルート、避難所を想定し、住民に周知するものとする。

(4) 避難所の管理・運営

災害時における避難所の管理・運営については、西予市の要請により協力するものとする。

11 給食・給水

(1) 災害対策本部において

給食給水班は、岩木部落の備蓄物資もしくは各家庭から持ち寄った食材で

炊き出しを行い、災害対応従事者に対して後方支援を行う。

(2) 避難所において

給食給水班は、避難者に対して炊き出しを行うとともに、市等から配布された食料、飲料水等を適正に配分する。

12 避難行動要支援者対策

(1) 避難行動要支援者の個別支援計画の作成

避難行動要支援者の避難支援をスムーズに行うために、避難行動要支援者等について予め各組ごとに個別支援計画を作成する。

(2) 平常時における見守り体制の促進

平常時から、要支援者に対する声かけ運動を展開するなど、個別支援者を中心とした見守り活動を行う。

(3) 避難行動要支援者の避難誘導、救出・救護方法等の検討

避難行動要支援者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動等について予め検討し訓練等に反映させる。

13 他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、他の（石城地区）自主防災組織や災害ボランティア団体等と連携を図るものとする。

14 防災資機材等の備蓄及び管理

防災資機材等を計画的に整備し、定期点検を実施する。

(1) 配備計画

区 分	品 名
情報収集・伝達用	ハンドマイク、携帯用ラジオ、 携帯電話機用充電器、腕章等
初期消火用	消火器、水バケツ、砂袋、 防火衣・ヘルメット、とび口等
水防用	降雨シート、スコップ、ツルハシ、ロープ、 かけや、くい、土のう袋等
救出用	救命胴衣、バール、はしご、のこぎり、スコップ、 なた、ジャッキ、ペンチ、ハンマー、ロープ、チ ェーンソー、エンジンカッター、チェンブロック、 斧、一輪車、鉄パイプ、角材、防塵マスク等
救護用	担架、救急セット、テント、毛布、シート リヤカー
避難用	強力ライト、ハンドマイク、ロープ、警笛、

	投光器、発電機、燃料、携帯用トイレ等
給食・給水用	コンロ、給水タンク、大ナベ、炊飯器、食器等

(2) 定期点検

防災の日（9月1日）を全資機材の点検日とする。

【参考資料】

別紙1 自主防災組織【地震想定】防災訓練（例）

別紙2 自主防災組織【水害想定】防災訓練（例）

付 則

この計画は、平成30年4月1日から実施する。

自主防災組織【地震想定】防災訓練（例）

時間	内容	備考
8:00	※防災行政無線若しくはハンドマイク等で訓練の事前予告をする	自衛消防隊などに依頼
9:00	【西予市内で震度 6 弱の地震発生】	地震発生までは、全員が自宅待機
9:05	<p>※・各組長は、自主的に居住者の安否確認を開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所定の様式により全戸を回り本部へ報告する。 一人一人所在確認できたか不明かをチェックする。 ケガ人がいた場合は、本部に応援を求める。 <p>・避難誘導班は、事前に各隣保 3～4 名配備し、複数で安否確認を行う。</p>	<p>事前に住民同意の元に家族名簿を作成し、一人ひとりチェックする。</p> <p>所在確認 (自宅、避難所、その他) 所在不明</p>
9:10	<p>※自主防災会役員と総務情報班は、自主的に会館に集合</p> <p>※会長は、岩木区(会)災害対策本部の設置を宣言</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直ちに「総務情報班」「水防消火班」「救出救護班」「避難誘導班」「給食給水班」を設置する。 <p>※総務情報班は、住民の安否情報などを集約し、定期的に会長へ報告すると共に、必要に応じて行政機関へも連絡する。</p> <p>※救出救護班は、自治会内を巡回し被害の程度を確認すると共に、必要に応じて救助・救護活動に当たる。</p>	<p>地震の場合、予め一定震度で、連絡がなくても本部設置と安否確認の開始を取決めておく。</p> <p>市は震度 6 弱で、災害対策本部を自動設置することになっている。</p>
9:20	※給食給水班は、本部長の命令により炊き出しを開始する。	α米を使用する訓練
9:30	<p>※避難誘導班から住民の安否情報が届き始める。</p> <p>※総務情報班は、住民の安否情報等の記録をとる。</p> <p>【A班で火災発生の知らせが入る】</p>	<p>隣保単位で報告までの所要時間を計測する。 (今後の目安となる)</p>
9:45	<p>※水防消火班は、A班へ駆けつけ消火活動を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可能であれば、消火ホースだけでなく、バケツリレーなども体験させる。また、日中地元に残る女性にも参加させる。 	消防団員が指導
10:00	<p>【B班で家屋が倒壊し、家人が下敷きとの情報が入る】</p> <p>※会長は、救出救護班に出動を命じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救出救護班は、現場に直行し救出活動を行う (チェーンソーやジャッキ・バール等の使用方法を習得) ・救出救護班は、同時進行で救急救命訓練を行う。 	消防署員が指導
11:00	<p>【全ての訓練が終了】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長挨拶(講評) ・班単位の情報伝達速度を総務情報班から発表 ・参加者で炊き出しご飯の試食 ⇒ 11:30 分解散 	
11:30	※役員で反省会を行い、改善点を次回に生かす。	役員のみ
12:00	防災訓練終了	

自主防災組織【地震想定】防災訓練（例）

	8時	8時30分	9時	9時30分	10時	10時30分	11時	11時30分	12時
状況付与			9:00 地震発生	9:30 火災発生報告	10:00 家屋倒壊報告				
対策本部		訓練を行う ことの周知	会館集合	本部立上（集会所）			本部解		
総務情報班			各組からの情報収集と整理（会館）⇒ 行動記録を取る						
水防消防班			屋外	消火訓練（消火栓使用、バケツリレー）					
救出救護班		各組内の巡回パトロール		救助資機材の使用訓練					
避難誘導班		組単位で安否確認 ⇒ 本部へ報告							
給食給水班		本部長の命により炊き出し							
							本部長などによる講評	炊き出しご飯の試食	役員による反省会

※訓練を通じて、各班の行動にはどれぐらい時間がかかり、必要とする人数はどれくらいなのかを掴んでください。

自主防災組織【水害想定】防災訓練（例）

時 間	内 容	備 考
8:00	※防災行政無線若しくはハンドマイク等で訓練の事前予告をする	自衛消防隊などに依頼
9:00	<p>【台風〇号が深夜近畿地方上陸、本市に大雨洪水警報が出る】</p> <p>※自主防災会役員と総務情報班は、予め会館に集合(待機)</p> <p>※会長は、岩木区(会)災害対策本部の設置を宣言</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直ちに「総務情報班」「水防消火班」「救出救護班」「避難誘導班」「給食給水班」を設置する。 ・総務情報班、各班から入手した情報を整理し会長へ報告 	
9:10	<p>※会長は、救出救助班に区内の巡視を指示。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救出救助班は、自治会内を巡視しがけ崩れなど危険箇所を点検するとともに、住民に警戒を呼びかける。 ・巡回に要する時間も、今後の参考のために記録しておく 	平素から自治会内を歩き危険箇所を把握しておく。
9:20	<p>【消防団から水防活動の支援要請】</p> <p>※会長は、水防消火班に消防団への協力を指示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土嚢袋の作成と土嚢積みの訓練を行う。 	消防団員が指導
9:30	<p>【西予市が避難準備情報を発令】</p> <p>※会長は、避難誘導班に要支援者の避難支援を指示。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導班は、要支援者の支援に向かい、避難所へ誘導。 <p>※会長は、給食給水班に炊き出し(α米)を命じる。</p>	要支援者への支援は、予め誰が誰を支援するかを決めておく。
9:40	<p>【西予市が避難指示を発令】</p> <p>※会長は、避難誘導班に住民の安否確認と避難誘導を命じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導班は、水平避難者と垂直避難者の把握に努め、水平避難の必要な者に避難誘導を行う。 ・避難誘導班の人員が不足する場合は、他の班が応援する。 <p>※総務情報班は、各班から報告のあった住民の安否情報などを集約し、定期的に会長へ報告すると共に、必要に応じて行政機関へも連絡する。</p>	いかなる行動も複数で行い単独行動は避ける。 班長は、班員がどこにいるかを必ず把握すること。
10:00	<p>【西予市が避難指示を発令】</p> <p>※会長は、避難誘導班に逃げ遅れたものがないか把握させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堤防決壊の危険が迫っているため、直ぐに水平避難(指定避難所)できないものは、垂直避難(自宅2階以上)に切り替える。 	
11:00	<p>【全ての訓練が終了】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長挨拶(講評) ・参加者で炊き出しご飯の試食 ⇒ 11:30 分解散 	
11:30	※役員で反省会を行い、改善点を次回に生かす。	役員のみ
12:00	防災訓練終了	

自主防災組織【水害想定】防災訓練（例）

	8時	8時30分	9時	9時30分	10時	10時30分	11時	11時30分	12時
状況付与			9:00 大雨警報	9:30~10:00 避難情報が順次発令					
対策本部		訓練を行う ことの周知	会館集合	本部立上（会館）			本部解散		
総務情報班			各班からの情報収集と整理（集会所）⇒行動記録を取る				自治会長などによる講評	炊き出しご飯の試食	役員による反省会
水防消火班		屋外	土のう工法の訓練（消防団員が指導）						
救出救護班		住内の巡回パトロール	住民の安否確認（避難班の応援）						
避難誘導班			要支援者の避難支援（集会所へ誘導）		住民の安否確認				
給食給水班			自治会長の命により炊き出し						

※訓練を通じて、各班の行動にはどれぐらい時間がかかり、必要とする人数はどれくらいなのかを掴んでください。